

# こんにちは！衛生課です

## 衛生課のお仕事は？

環境衛生、食品衛生、感染症対策に関する仕事をしています。

- 理容所・美容所、クリーニング所やプールなどの施設の許認可、監視指導を行っています。また、**飼い犬の登録や狂犬病予防注射済票の交付事務**も担っています。
- 飲食店や食品の製造施設等の許可や衛生指導を行うとともに、食中毒が発生した際には、原因究明のための調査を実施するなど、「食」の安全を守っています。
- 結核などの医療機関から届出のあった**感染症の調査やまん延防止に向けた広報・啓発**を行うとともに、ねずみやハチなどの衛生害虫の駆除方法の相談も受けています。



## どんな組織で何を担当しているの？

衛生課は、環境衛生係、食品衛生係、感染症対策係の3つの係で構成されており、薬剤師・獣医師・保健師などの専門職が配属されています。

### 環境衛生係 (☎ 044-856-3270)

- 1 理容所、美容所、クリーニング所などの環境営業施設に係る許認可及び監視指導
- 2 犬の登録や狂犬病予防接種済票交付などの狂犬病予防
- 3 愛護動物の適正飼養啓発、猫の不妊去勢手術の補助金申請、動物取扱業関係など
- 4 受水槽や井戸等の管理指導など
- 5 快適な住まいに関する普及啓発など

### 食品衛生係 (☎ 044-856-3272)

- 1 飲食店など食品営業施設の許認可・監視指導、ふぐ営業の認証

- 2 食中毒の予防対策及び発生時の調査、違反（不良）食品などの調査

担当者から

### ～食中毒への対応～

区民の方から、「利用した飲食店等が原因の食中毒ではないか？」という相談も受付けています。

食べてから症状が出るまでの時間（潜伏期間）、症状、発症者の人数等を伺い、疑わしい場合は更に詳しく調査をすることになり、以下の①～⑤に御協力いただきます。

- ①発症状況の詳細な調査、②当該飲食店での喫食調査、③利用日の行動調査、④遡り喫食調査（通常は1～2週間分、長いと約2か月分になることも！）、⑤検便等

なお、一緒に食べた方への調査も必要になるため、御相談者の方にはその取りまとめをお願いすることもあります。

- 3 調理師・製菓衛生師・ふぐ包丁師の免許申請受付
- 4 行事における食品の取扱いに関する相談受付、行事開催届の提出窓口

### 感染症対策係 (☎ 044-856-3265)

- 1 感染症の予防（感染症発生動向などの調査、感染症発生時の対応、消毒などの指導、結核の療養支援・結核医療費の公費負担申請受付など）
- 2 ねずみ、衛生害虫などの駆除方法の相談
- 3 医療法・薬機法に係る申請、医師・薬剤師免許などの書換など、医務・薬務の手続
- 4 B型・C型肝炎に係る公費負担申請

## 窓口にはどんな人が来るの？

### 犬の登録や、狂犬病予防注射済票の交付を受ける人 (3階 22番窓口)

(担当：環境衛生係)

犬を飼ったら、必ず犬の登録と年に1回の狂犬病予防注射を受けなければならないので、区内で犬を飼っている人たちが定期的に窓口に来ています。

<犬を飼い始めたとき>

#### 犬の登録

…… 犬の飼い主は、飼い始めた日（生後90日を経過した日）から30日以内に登録を行う必要があります。

#### 犬鑑札の交付

…… 登録すると、窓口で、犬の首輪などに付ける犬鑑札が交付されます。

※登録は犬の生涯で1回です。

※環境大臣指定登録機関にマイクロチップ情報の登録をし、所有者へ登録内容の変更手続きをした場合、衛生課での犬の登録手続きは不要となります。



川崎市の犬鑑札

## <狂犬病予防注射を終えて、注射済票の交付を受けるとき>

### 狂犬病予防注射

… 生後 91 日以上の子犬は、毎年 1 回、予防注射を受ける必要があります。

### 狂犬病予防注射済票交付

… 動物病院で発行された狂犬病予防注射済証を窓口にて持参すると、犬の首輪などにつける狂犬病予防注射済票が交付されます。

担当者から

### ～犬鑑札と注射済票について～


犬鑑札と注射済票は首輪やリードに付けておかなければならないので、忘れずに付けましょう。

交付手続は区役所の窓口でできますが、「狂犬病予防注射済票交付動物病院」でも狂犬病予防注射済票や犬鑑札の交付を受けられます。

日本国内では、人は昭和 31 年（1956 年）、動物では昭和 32 年（1957 年）を最後に狂犬病の発生がありません。しかし、海外から持ち込まれて感染した事例が数例あるように、世界各国では、まだ猛威を奮っており、毎年およそ 5 万人が死亡しています。発症すれば 100% 死に至ります。予防注射を徹底し、この恐ろしい感染症から自分たちと愛犬を守りましょう。

市外から犬と一緒に転居してきた場合は、犬にも登録（住所）変更の手続が必要です。転居から 30 日以内に手続をお願いします。マイクロチップを装着している場合は、お問い合わせください。

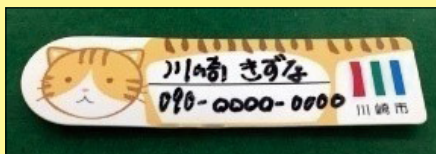


その他の犬に関する届け出についてはこちらから 

### ～猫はどうする？～

猫は、登録申請などの手続は不要ですが、飼い主が分かるように名札などを付けましょう。

衛生課で川崎市オリジナルの名札を無料で配布しています！



## これから飲食店の営業を始める人

〔3 階 23 番窓口〕

〔担当：食品衛生係〕

ラーメン屋、焼肉屋、カフェなどの飲食店を営業するためには、営業許可を受ける必要があるため、区内で飲食店を開業したい人が相談に来たり、営業許可などの申請手続に来たりしています。

### <飲食店の営業許可書交付までの流れ>

#### 1 事前相談

… 飲食店の開業に向けて、衛生面や構造設備面から、営業するための基準を満たしているかなど、申請手続の前に相談します。

#### 2 営業許可申請

… 営業許可申請書をはじめ、必要な書類を提出します。

#### 3 実地調査・審査

… 営業する施設の設備や構造が基準を満たしているか実地調査で確認を受けます。その後、内容審査があります。

#### 4 営業許可書の交付

… 審査が終了し、許可がおりると、営業許可書が交付されます。

※申請する施設の営業形態などによって必要な申請が異なるので、事前に相談してください。

### ある日の相談から…

#### 〔お祭りや学園祭を企画している人から〕

お祭りや学園祭で、自分たちが調理した食べ物を来場者に提供したいのですが、許可などは必要ですか？

どのようなことをしたいのか、事前に相談してください。内容や回数などを伺ったうえで、行事開催届や営業許可など、必要な手続について説明します。さらに、調理した食べ物を来場者に安心して提供できるよう、どのようなことに気をつけたら良いか、衛生面からのアドバイスもしています。

〔担当：食品衛生係〕

## 【家にハチの巣ができた人から】

庭にできたハチの巣を駆除したいのですが、どうしたらいいですか？

衛生課では駆除はできません。駆除業者などを紹介しています。駆除用の防護服の貸出を行っておりますので、ご希望の方は事前にご連絡をお願いします。

〔担当：感染症対策係〕



貸出用防護服

## 衛生課の職員はどんな仕事をしているの？

あまり知られていませんが、窓口業務の他にこんな仕事もしています。

### ●収去検査

〔担当：食品衛生係〕

食品衛生法に基づき、職員が飲食店やスーパーなどを訪問し、食品の安全確保や食中毒予防を目的に食品を無償で提供してもらい、細菌や各食品の規格基準に違反していないか検査することを「収去検査」と言います。

収去する食品は、区内で製造または販売される菓子、野菜、惣菜など多種多様です。市内にある健康安全研究所での検査の結果、違反などが見つかったら、製造所への立入検査や行政指導を行い、食の安全を守っています。

### ●成虫調査

〔担当：感染症対策係〕

蚊が媒介する病気（蚊媒介感染症）の対策として、蚊の発生時期（夏場）に発生動向等を把握するために、職員が公園などに出向いて蚊（成虫）を捕集し、ウイルスの保有状況を調査しており、調査結果は、川崎市ホームページに掲載しています。



### 担当者から

#### ～蚊の発生を防いで、デング熱等の感染から身を守ろう～

蚊媒介感染症は、ウイルスや病原体を持った蚊に刺されることによって感染し、発熱、頭痛、倦怠感などの症状を起こすことがあります。ニュースで耳にしたことがあるかもしれませんが、デング熱、ジカ熱、ウエストナイル熱などがあります。身近な水たまりをなくすなど、蚊の住みにくい環境づくりを意識し、蚊の発生数を少なくすることが、感染から身を守ることに繋がります。

## お役立ち情報

衛生課では、衛生的で安心して暮らすために知ってほしい情報をまとめた小冊子などを窓口で配布しています。

### ●くらしに身近な虫たち

（宮前区役所衛生課作成）

人に危害を与える虫、あるいはそれを捕食してくれる虫などの生態や対処方法を豊富な写真で分かりやすく紹介しています。

虫の世界をのぞきながら、害虫の知識が身に付く冊子です。



### ●ペットとくらす「さしすせそ」

（川崎市健康福祉局作成）

飼い主はもちろん、地域の方にもペットとの暮らしについて知ってほしいポイントを「さしすせそ」の頭文字でまとめています。

「さ」：さいごまで飼う、「し」：しつけは最初が肝心、「す」：すぐに相談、「せ」：せきにんを持てる頭数で、「そ」：そなえはしっかり。



### ●自宅でセカンドライフ 健康！快適！

スマイル♡住まい

（川崎市健康福祉局作成）

高齢者をはじめ、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で暮らし続ける（地域包括ケアシステムを推進する）ためには、自立的に住むことのできる快適な居住環境を保つことが大切。

自宅で快適に暮らすために知っておきたいことを、住まいのチェックポイントや食べ物の安全、感染症対策、ペットとの暮らし方など、衛生課の専門性を活かしてさまざまな角度からまとめたちょっと欲張りな一冊です。

